療施設名の欄中「岡山県農業共済組合連合会南部家畜診療所　岡山県農業共済組合連合会生産獣医療支援センター」を「岡山県農業共済組合連合会生産獣医療支援センター」に改め、同表沖縄県農業共済組合連合会中央家畜診療所臨床研修診療施設群の項臨床研修診療施設群名の欄中「沖縄県農業共済組合連合会中央家畜診療所臨床研修診療施設群」を「沖縄県農業共済組合中央家畜診療所臨床研修診療施設群」に改め、同項診療施設名の欄中「沖縄県農業共済組合連合会中央家畜診療所」を「沖縄県農業共済組合中央家畜診療所」に、「沖縄県農業共済組合連合会八重山家畜診療所」を「沖縄県農業共済組合八重山家畜診療所」に、「沖縄県農業共済組合連合会名護家畜診療所」を「沖縄県農業共済組合宮古家畜診療所」に、「沖縄県農業共済組合連合会宮古家畜診療所」を「沖縄県農業共済組合北部家畜診療所」に改める。

○農林水産省告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字長拂一七四七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府綾部市故屋岡町上ケ谷一六、一六の二から一六の三〇まで、一六の六九から一六の一三一まで、一六の一三三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府綾部市故屋岡町上ケ谷一の一から一の六まで、二の四、二の五、三の一から三の五まで、四の一から四の四まで、五の一から五の三まで、六、七、八の一、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一から一二の六まで、一三、一四の一から一四の四まで、一五の一から一五の五まで、一六の三二から一六の五〇まで、一六の五二、一六の五四から一六の六八まで、一六の一三二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府綾部市故屋岡町立合一、三、四の乙、七から一〇まで、井根ケ谷一〇から一二まで、一三の一から一三の一一まで、一四の乙、一五、細谷三、三の一、六、七、七の一、真奥一の一、一の二、二、三、大井苅口一の一から一の一二まで、二、三、一〇、御用谷一四から一六まで、一六の乙、シモカ谷一から八まで、大内一、二、三の一から三の一八まで、四の一から四の二二まで、五、六

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町大谷字堂ノ迫四三三四・四三三五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四三三五の二、四三三七、大隅町須田木字松ヶ迫一七〇四、一七〇五、字堀切一七三八の五、大隅町恒吉字竹ノ元二九八七の一（次の図に示す部分に限る。）、財部町北俣字内村二一二二の三、二一二二の四、財部町南俣字岩ノ上六二七〇の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於郡大崎町持留字東二七八の三、二八一

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正